

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例附則第2条

改正前	改正後
<u>乳児6人以上</u> を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。	<u>乳児4人以上</u> を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。